

議案第 34 号

筑西市下水道条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市下水道条例の一部を改正する条例

筑西市下水道条例（平成 17 年条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「第 17 条に規定する排水設備工事主任技術者が 1 人以上専属している者である」を「第 17 条第 1 項に規定する主任技術者を選任している」に改める。

第 17 条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、県内の他の営業所の主任技術者の職にある者を選任することを妨げない。

第 17 条第 4 項各号列記以外の部分中「に専属する」を「が選任する」に改める。

第 22 条第 1 項第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。